R03-13　令和３年度版　よくわかる農家の青色申告　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 農業者（個人）の令和３年度所得税の改正のあらまし | Ⅰ　令和３年度所得税の主な改正  事項  　　１　事業所得等関係  　　２　住宅・土地税制  　　３　その他の所得税関係及び国税通則法等  　Ⅱ　令和２年度の改正事項のうち、令和３年分の所得税から適用される主なもの  ［参考資料］令和３年度農業関係税制改正主要事項 | ・「（１）農業経営基盤強化準備金制度の対象等の見直し、適用期限の２年延長、（２）中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の対象の見直し、適用期限の２年延長、（３）特定中小企業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の適用期限の２年延長、（4）特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の廃止」の項目追加  ・「（１）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例、（２）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、（３）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、（４）換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、（５）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の１，５００万円特別控除、（６）被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の２，０００万円特別控除」の項目追加  ・「（１）青色申告特別控除、（２）給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出期限等の特例等、（３）特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の対象等の見直し、適用期限の５年延長、（４）税務関係書類における押印義務、（５）電子帳簿保存制度」の項目追加  ・「１　確定申告書の記載事項、２　医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類、３　寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類」の項目追加  ・「１延長事項（１）～（４）、２新規・拡充事項」を更新 |
| 第１章  青色申告制度のあらまし | ２　青色申告のすすめ  　（２）青色申告と白色申告との納税  比較 | ・表下の※に「２．表中の青色申告特別控除額６５０，０００円は、下記③（１）①の※中のⅰまたはⅱによらない場合は最高５５０，０００円控除となります。」を追加 |
| 第２章  青色申告の手続き | １　青色申告の承認申請  　（３）青色申告承認申請書の提出  　４　現金主義による所得計算の特例の届出 | ・３つの様式名の後に、それぞれ「掲載頁」を追加  ・記載例のデータ（経営主の生年と公職、各専従者の生年と国民年金・農業者年金の保険料、被扶養者の生年）を更新  ・１２様式の記載例（年次、生年等）を更新 |
| 第３章  青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付 | １　青色事業専従者給与所得の源泉徴収の仕方  　（３）源泉徴収税額の求め方（税額表の見方）  　３　年末調整  　（３）年末調整の仕方  　（４）所得税徴収高計算書（納付書）の記入の仕方と納付  　４　源泉徴収票（給与支払報告書）の作成・交付および給与支払報告書（総括表）、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出 | ・①給与（月給）の税額の求め方のⅱに「なお、扶養親族に配偶者がいる場合、給与所得者の配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には扶養親族等の数に１人を加えて計算します」を追加、上記追加に伴い、「◎扶養親族等の数の算定方法の変更」の項目削除  ・記入例「令和３年分（給与所得・退職所得）に対する源泉徴収簿」の右欄「年末調整欄」の社会保険料等控除額の金額変更、それに伴う計算数値の変更  ・設例の「給与支払日の年次、水田花子（妻）の年末調整額、水田恵子（長男の妻）の年末調整額」の更新、手順の「給与・賞与支払日の年次、超過税額（還付額）、納付税額等」の更新  ・７様式の記載例（年次、所得控除の額の合計額、社会保険料等の金額、受給者生年等）の更新、「令和３年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更 |
| 第４章  簿記記帳の実務 | ３　年末における決算準備（補正と  決算）  　（８）減価償却費の計算と経費計上  　（９）損益計算書（所得税青色申告決算書）の作成 | ・⑧農業経営基盤強化準備金（措法２４の２）および農用地等を取得した場合の課税の特例（措法２４の３）の末尾に、「※平成３０年４月1日から、租税特別措置法の農業経営基盤強化準備金（第２４条の２第３項第２号）が、次のとおり改正されました。」の項目追加  ・⑨「特別償却」と「割増償却」のⅲに記載のあった「「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特例措置）（措法１０の５の２）」の項目削除  ・記入例「令和３年分所得税青色申告決算書（農業所得用）」の各数値更新（損益計算書／減価償却費と各計算数値、貸借対照表／建物・構築物の金額、借入金・預り金の金額と各計算数値等） |
| 第５章  確定申告書の作成と納税 | ２　確定申告書の作成  　（１）住所および氏名等の記入  　（２）所得金額の計算  　（３）所得から差し引かれる金額の  計算  　（８）肉用牛の売却による課税の特例を受ける場合の税額の計算  　４　納税 | ・「記載例に使用したデータ」の国民年金保険料の数値更新  ・確定申告書Bの冒頭部分の様式変更（生年月日欄の移動、性別欄の削除等）に伴う記入例と説明変更  ・確定申告書Bの「収入金額等、所得金額等」部分の様式変更（雑収入・雑所得の区分変更等）に伴う記入例変更  ・「（※）所得金額調整控除」の説明追加  ・確定申告書Bの「所得から差し引かれる金額」部分の様式変更（ひとり親控除の追加等）に伴う記入例変更  ・「⑬社会保険料控除」部分の様式変更と国民健康保険料の金額変更に伴う記入例変更、「⑭小規模企業共済等掛金控除」部分の様式変更に伴う記入例変更、「⑮生命保険料控除」部分の様式変更に伴う記入例変更、「⑯地震保険料控除」部分の様式変更に伴う記入例変更、「本人に関する事項（⑰～⑳）」部分の様式追加、「配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）部分の様式追加（配偶者控除の様式削除）、「⑲扶養控除」部分の様式削除、「雑損控除に関する事項（㉖）部分の様式追加（雑損控除の様式削除）、「㉓医療費控除」部分の様式削除、「寄附金控除に関する事項（㉘）」部分の様式追加（寄附金控除の様式削除）  ・「設例（９３～９６ページ）　ア～ウ」の項目追加  ・確定申告書Bの「第一表」全体の様式変更に伴う記入例変更（農業所得金額、社会保険料控除額の変更と各計算数値等）、確定申告書Bの「第二表」全体の様式変更に伴う記入例変更（給与支払者の名称変更、国民年金保険料の変更、水田翔（孫）の情報追加、事業専従者の生年更新等）  ・「肉用牛の売却（措置法２５条関係）に係る計算書（青色申告用）」の販売金額及び雑収入の金額の内訳と計算数値変更  ・「肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）」の様式変更及び「①のうち、特定の肉用牛の売却による所得②」の内書金額変更と各計算数値変更  ・確定申告書B「第一表」「第二表」全体の様式変更及び農業所得、社会保険料控除、医療費控除等の金額変更と各計算数値変更 |
| 第６章  消費税の概要 | 平成元年10月1日から消費税率が10％へ引上げられましたが、飲食料品等については８％の軽減税率が適用されています！  　　　軽減税率（８％適用）の対象品目の概要  　２　消費税の税率  　３　消費税の課税・納付の流れ  　８　事業者免税点制度  　９　課税事業者の選択  　11　消費税の総額表示義務  　13　帳簿および請求書等の保存義務  　（参考）消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表 | ・冒頭説明文のうち「また、」以降を修正の上、「『適格ｌ請求書発行事業者』としての登録（課税事業者となる）」等を追加  ・冒頭説明文に「軽減税率が適用されるか否かは、農業者（事業者）が販売（譲渡）した時点で判定します。」を追加  ・税率表を更新  ・図中のイラスト２点変更（６段階のうち「ＪＡなど」「卸売業者（買付集荷）」の２段階）  ・年次の更新に加え、「用語説明　課税売上高」の右欄に「※令和元年１０月１日以降の売上は、すべて軽減税率対象品目であったと仮定。」を追加  ・冒頭説明文に「また、令和５年１０月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることへの対応として、「適格請求書発行事業者」となることを選択（登録）した場合は、登録を受けた日（令和５年１０月１日）から消費税の課税事業者となります。」を追加  ・「総額表示義務の緩和」の項目削除と合わせ、冒頭説明文に括弧書き（総額表示義務の緩和特例措置は令和３年３月３１日に終了しました）を追加  ・表の下に「※令和５年１０月１日からは【適格請求書等保存方式】（インボイス制度）による記載事項となります。」を追加  ・５課税売上高の※部分に「適用税率の区分に応じ１００／１１０または」を追加 |

※）上記の他にも年次の更新や表記の見直し等を行っています。